

令和2年5月21日

施術証明書に関するお知らせ

破産者 株式会社 MJG
破産管財人 弁護士 三村 藤明

株式会社 MJG（東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビルディング36F、代表者代表取締役 木崎優太 以下「破産者」といいます。）は、令和2年4月10日午後5時、東京地方裁判所において、破産手続開始決定を受け（事件番号：令和2年（フ）第2495号）、破産管財人として当職が選任されました。

かかる破産手続開始決定に伴い、破産者の全従業員が退職したことから、破産者が破産手続開始決定前に行った施術に関する施術証明書につきましては、今後、破産者ないし破産管財人からお出しすることはできません。

以上